

グローバル化・多文化共生調査特別委員会会議記録

グローバル化・多文化共生調査特別委員会委員長 松本 雄士

1 日時

令和8年1月15日（木曜日）

午前10時0分開会、午前11時53分散会

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

松本雄士委員長、大久保隆規副委員長、川村伸浩委員、佐々木宣和委員、
はぎの幸弘委員、高橋はじめ委員、飯澤匡委員、佐々木努委員、高橋但馬委員、
小林正信委員

4 欠席委員

菅野ひろのり委員

5 事務局職員

菊地担当書記、菊池担当書記

6 説明のため出席した者

岩手県立大学社会福祉学部 教授 細越 久美子 氏

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 調査

岩手県における多文化共生社会構築に向けた課題と展望 ー外国人県民とともに
生活するということー

(3) その他

次回の委員会運営等について

9 議事の内容

○松本雄士委員長 ただいまからグローバル化・多文化共生調査特別委員会を開会いたします。

菅野ひろのり委員は、所用のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

本日お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選等に伴い、委員席を
現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本雄士委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、お手元に配付しております日程のとおり、岩手県における多文化共生社会構築に向けた課題と展望—外国人県民とともに生活するという—について調査を行いたいと思います。

本日は、参考人として、岩手県立大学社会福祉学部教授、細越久美子様をお招きいたしておりますので、御紹介いたします。

○細越久美子参考人 岩手県立大学の細越と申します。よろしくお願いいたします。

○松本雄士委員長 細越様の御略歴につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

本日は、岩手県における多文化共生社会構築に向けた課題と展望—外国人県民とともに生活するという—と題しまして、お話しいただくこととなっております。

細越様におかれましては、御多忙のところ、このたびの御講演をお引き受けいただきまして、改めて感謝申し上げます。

これからお話をいただくことといたしますが、後ほど細越様を交えての質疑、意見交換の時間を設けておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、細越様、よろしくお願いいたします。

○細越久美子参考人 岩手県立大学の社会福祉学部から来ました細越と申します。きょうは、岩手県における多文化共生社会構築に向けた課題と展望と題してお話をさせていただくのですが、私の専門は社会心理学あるいは文化心理学ということで、制度や政策が専門というわけではありません。ただ、研究対象としている人の背景になっている部分に非常に大きな影響を与えている部分でもありますので、きょうは私がわかっている範囲のお話をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、私がなぜ多文化共生というものに関心を持ったかという背景を少しお話ししたいと思います。学生のころ同じ教室に外国人の学生がおりまして、私はその学生とかかわることに結構関心を持っていたのですが、何となく周りの友達の留学生に対する対応が少し違って、避けているようなところがありました。それで、何で同じ学生なのに違う扱いになるのかなと、違和感を感じていたことが出発点です。そこから学生のころに卒業課題研究、いわゆる卒論ですね、留学生をテーマに調査をして、その中でよくある国際交流パーティーに参加してみました。そのパーティー会場では非常に活発に交流がされていたのですが、終わったら、もうそれきりで終わってしまうという感じでした。二度と顔を合わせることもないかもしれないという感じで、何でこうなるのかと思ったのが出発点です。今思えば、やはり外国人との交流というのは、何か特別扱いしているところがあったのかと思ったので、そういう関心からずっと継続して研究しているという背景がございます。

では、なぜ在住外国人のことをこんなに取り上げなければいけないのかということですが、日本国内と、あと岩手県の状況について少しお話をしたいと思います。まず、いろい

ろなところで言われていると思うのですけれども、在住外国人の数はどんどんふえてきております。一時期減った部分もあります。ここです。これはリーマンショックで、経済の影響を受けたあたりからぐんと減ってはいますが、そこからさらに急増しています。ここがちょうど 2008 年のあたりですから、2000 年の前半からふえてきたのですけれども、一時期減って、落ち着いたら、今度はまた急増しています。2021 年にまたぐんと減っていますけれども、これは新型コロナウイルス感染症です。新型コロナウイルス感染症のせいではと言えはなんですけれども、渡航規制がかかりました。それから、在住外国人の方たちも母国に帰るという騒動がありましたので、減っております。

あと、もう一つ言わなければいけないことがありました。2011 年です。東日本大震災津波、あのとときも減りました。やはり原子力発電所のこともあって、集団で帰国したという経緯もありますので、二度ほど大きく減るところがあるのですが、今まさに急増しているところになります。

日本の総人口に当たる外国人数の割合なのですけれども、現在 3.2%となっています。つまり 100 人いれば、そのうちの 3 人は外国人になります。そのくらいの割合はふえています。

ちなみに、私が学生のころ、留学生に関心を持ったころというのはこのあたりなので、まさかこんなにふえるとは思っていませんでした。ふえることは、周りには言われていたのですけれども、まさかこんなにという感じです。

では、岩手県内はどうかということなのですけれども、これは公益財団法人岩手県国際交流協会がまとめてくださった資料から持ってきましたけれども、やはり同じようにふえています。特にこのあたりです。急増していることがわかると思います。ただし、岩手県の場合は、全国に比べればまだまだ少ないほうでして、人口比で見ると 1.03%、100 人に 1 人です。100 人に 1 人を多いと考えるか少ないと考えるかなのですけれども、小学校や中学校は 100 人なんていうものではないですよ。300 人、400 人、500 人、600 人在籍しているわけで、その中には数人外国籍の方がいてもおかしくないということになります。

国籍の内訳ですけれども、こちらが日本全国になります。こちらを見ると、中国が一番多いですが、その次にベトナムがきています。そして、その次に韓国、フィリピンと続くのですけれども、一昔前までは中国、韓国、フィリピンという割合で、岩手県も同じでした。中国、韓国、フィリピンが一般的だったのが、今はベトナムが一番多くなっています。これが特に岩手県の特徴だと思います。ベトナムの割合は 25%になります。そして、次にインドネシアが入ってきています。インドネシアもそんなに多くはなかったのですが、ここ数年で急激にふえてきています。そして、次にフィリピン、これは安定してというか、かなり前からフィリピン出身の方がいらっしゃいました。そして、中国が割的には少なくなっています。中国人が減ったというよりも、ほかの国の出身者がふえたという状況かと思えます。ここから見てもわかるとおり、岩手県は東南アジア出身者が多いことがわかっていただけたかと思えます。

ちなみに、全国で見ると、ブラジル出身という方もいるのですけれども、岩手県内はそれほど多くはないです。どちらかという、やはり東南アジア出身者が多いというのが特徴的かと思います。

ここで言っている外国人なのですけれども、外国人とは何かという話です。私たちは日常的に外国人という言葉を使っているのですけれども、厳密に言うと国籍で分類することになりますので、ほとんどの方が日本人だと思いますけれども、日本人というのは日本国籍を持っている人、外国人は外国籍を持っている人ということになります。つまり日本国以外の国籍です。日本は、国籍を二重とか三重、複数持つ重国籍は認めていませんので、日本国籍を持っていない人は、自動的に外国籍になるかと思います。

ただ、日本国籍の人も、内訳を見るといろいろありまして、国籍は日本なのだけでも、実はもともと外国籍でしたという方がいらっしゃいます。例えばお相撲さんがわかりやすいと思います。白鵬もそうですよね。モンゴル出身ですけれども、今は日本国籍を持って親方になっていますので、日本人ということになるので、日本国籍者、つまり日本人という扱いになり、選挙権も持っています。

それから、日本国籍を持っていて、もともと日本人だけれども、外国に住んでいますという方もいます。例えばカナダやオーストラリア、アメリカもそうですけれども、市民権や永住権を持って、そちらに住んでいる方もいらっしゃいます。

それから、帰国子女です。親の仕事の関係で一時的に海外にいたけれども、日本に戻ってきましたという人もいます。こういう人の中には、やはり日本語が少し苦手だとか、日本の教育を受けていないので、大学に入るときに共通テストを受けられませんかといった場合もあります。

それから、先ほど二重国籍、多重国籍は認めていないという話をしたのですが、22歳になるまでに国籍を選ばなければなりません。これで話題になったのがテニスの大坂なおみ選手ですね。アメリカ国籍にするか、日本国籍にするかということで、大坂なおみ選手は日本を選んだということになります。

外国籍を持っている、いわゆる外国人というのは、この人たちになるのですけれども、外国籍を持っていても、もともと日本国籍の人もいるということです。日本国籍を持っていたけれども、どちらか選ばなければいけない、どこかに行って、あるいは日本にはいるのだけれども、ほかの国籍にかえましたという人もいます。例えばデヴィ夫人はそうです。日本人だったのですけれども、インドネシアの大統領と結婚しましたので、インドネシア国籍にかえました。その後、今は日本に住んでいますけれども、日本国籍に切りかえることができずにインドネシア人のまま滞在しています。

それから、特別永住者の人もいます。特別永住者というのは、いわゆる在日と言われる人たちがほとんどです。聞き覚えはあると思うのですけれども、在日韓国・朝鮮人であるとか、台湾出身の方、在日中国人と言ったりしますが、その方々になります。この人たちは少し背景が違って、戦後一時期日本国籍になったのですけれども、その後サンフランシ

スコ平和条約の関係で国籍を元に戻すことになりました。そのときに日本国籍がなくなることになったので、出身地に応じて韓国籍になったり、朝鮮籍になったりしました。ただ、家族や仕事の関係で一部の人は日本に残ったのです。後から入ってくる外国人とは区別して、特別永住者という資格を与えましょうということになって、日本に滞在しているわけです。その二世、三世の人たちも同じく韓国籍、朝鮮籍を持ったまま、生まれも育ちも日本という方々があります。

それから、定住者という方々です。日系人などと書きましたが、これも戦後になるのでしょうか、南米を中心に日本から移住した移民で、ブラジルやボリビア、ペルーなどの方です。今岩手県立大学にパラグアイ出身の学生が県費留学生として、県の支援を受けて半年間滞在していますけれども、その人も日系人です。つまりおじいちゃん、おばあちゃんが日本人で、移住しましたという方です。その二世、三世の人たちには、定住者という資格を与えて、日本で働けるようにしましょうというものになります。こういった人たちも入っています。

ですので、日本国籍か外国籍で一応分けることはできるのですが、日本国籍を持っていても、日本語があまりよくわからなかったり、不自由がある、日本の文化になじみがない人たちもいます。逆に、外国籍を持っているのだけれども、生まれも育ちも日本という人たちもいます。このように、外国人という区分は非常に難しいので、岩手県では外国人住民とか、外国人県民という言い方をしています。外国籍を持っているかどうかという国籍の違いにかかわらず、外国に何らかのルーツがあるような人たちは、ひっくるめて外国人県民という言い方をしています。

あともう一つ、おまけとしてつけたのですが、国籍がない無国籍の人たちもいます。恐らく岩手県内にもいるのではないかと思います。実態調査はあまり進んでいないので、岩手県に無国籍の人がどのくらいいるかは把握していません。日本国内に1万人以上はいるのではないかとされています。難民で日本に入ってきた人たちの子孫とか、そういった人たちは国籍を証明するのが難しいので、その子供は無国籍になるケースもあったりします。

いずれ少し複雑ではあるのですが、外国人の場合、そんなに単純ではないです。日本人の場合でも単純ではないということだけ御承知おきいただければと思います。

次に、在留資格です。外国籍の人に関しては、在留資格があることによって、合法的に日本国内に滞在することができることになっています。ちょっと読みますけれども、在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、または、一定の身分や地位を有する者としての活動を行うことができることを示す、入管法上の法的な資格となっていますので、どんな人でも外国籍、つまり日本国籍を持っていない人であれば、在留資格が必要だということになります。その資格を持っていることによって、日本に在留し、日本で活動することができるということになります。

在留資格といっても、大きく居住資格と活動資格に分けられるのですが、先ほど

お話しした在日の方は特別永住者になりまして、こちらの居住資格に入ります。永住者のくくりになりますけれども、いろいろな歴史的背景などもあります。また、定住者も日本にルーツがあるという理由で日本にいられますので、基本的に活動の制限はあまりない形になります。それから、日本人と結婚した人も日本人の配偶者、永住者の配偶者としていられる形を取っています。

それ以外は活動資格といって、どういった活動目的で日本にいるか、それによって資格が与えられることとなります。特定技能とか技能実習は、最近よく耳にすることがあると思いますけれども、こういうものも活動資格になりますし、大学の教員の場合は教授という活動資格になります。それから、身近なところで言うと留学生もそうで、留学は研究とか教育が目的になりますけれども、留学ビザもここに含まれてきます。就労不可になっているので、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在は働くことができませんとなっています。ただし、留学生の場合は、資格外活動許可というものを取れば、限られた時間ではあるのですけれども、週 28 時間まで働くことができます。

在留資格別に見ますと、日本全体では永住者が一番多いのですが、その次に多いのが技術・人文知識・国際業務ということがわかります。いわゆる技人国と業界の人は言ったりします。技人国の就労ビザ、在留資格の例では、通訳をしている方や、IT 技術者として日本の会社に勤めている方、あるいはホテルに勤務している方などが、正規職員として就労している場合には、この技人国の就労ビザで働いていることがほとんどだと思います。

次に技能実習や留学、特定技能が続くわけなのですが、岩手県の場合はどうかというと、技能実習が 31% と圧倒的に多いことがわかると思います。そして、その次に特定技能、これは 18% です。ほぼ半数を技能実習と特定技能が占めていることとなります。

技能実習については、いろいろマスコミに取り上げられていますけれども、工場や福祉施設、医療機関、ホテル、岩手県の場合は漁業や農業なども多いと思いますが、そういったところで技術を身につけるために一定期間日本に滞在して、働きながら学ぶというものになっています。技能実習は、1 年から 3 年となっていますが、さらにスキルが身につけて、もう少し日本に滞在して働きたい、雇用側ももっと働いてほしいという場合には、特定技能というビザに切りかえることができます。プラス 2 年です。ですので、1 年から 3 年にさらに 2 年間プラスということになります。

技能実習という形ではなくて、日本人と同じように職員として雇えますとなった場合は、こちらの特定技能になるのですけれども、岩手県の場合は短期雇用といえますか、3 年から 5 年くらいの人が多いと思います。

次に、多文化共生とはという話です。この言葉が出始めたのは大体 2000 年前後なのですが、国がきちんとした形で定義づけたのは 2006 年になるかと思います。多文化共生の推進に関する研究会報告書の中で示されました。定義は、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きてゆくということです。

国籍や民族の異なる人々というのは、先ほども言ったとおり、単に国籍が違うというだけでは区別することはできません。国籍が日本だとしても、日本語や日本での生活に不自由を感じている人もいますし、逆に外国籍であっても全く不自由がない人もいます。日本国籍だけでも、文化が異なる人も含まれるということを強調した表現になります。

次に、互いの文化的違いを認めあいというところです。国際理解や異文化、多文化理解というように考えてもいいかもしれませんが、大事なのは一方的に理解したり相手に合わせたりするのではなく、両者がお互いに理解し、認め合うことが強調されています。例えば今アメリカでは、移民排斥の流れがあったりします。これは、極端に言うと同化政策になってしまうとも感じますが、郷に入っては郷に従えで、日本にいるのだから、日本のやり方に従いなさいという考え方を強調する立場もあると思います。

ただ、そうなった場合には、日本のやり方に100%合わせるのはやはり難しいわけです。日本のやり方の背景まで十分に理解して、日本語も十分に理解できて使えて、さらに宗教上も全く問題がないという人は、恐らく日本では生活していけないと思います。ですので、ある程度自分たちのやり方や、もともと持っている文化を維持しながら、でも必要なところは日本に合わせていくということが外国人の方たちには求められます。それに応じて日本人も理解を示して、ではここまでだったらいいでしょうということを示していかないと、なかなかぎくしゃくした関係はなくならないと思います。

例えば外国籍の子供、あるいは宗教が違う子供が学校に行った場合、学校給食で非常に苦労します。学校給食の中には、豚肉が使われていたりするわけです。日本にいるのだから、日本の学校に入っているのだから給食を食べなさいというのも一つの方法だとは思いますが、宗教上食べられません。あるいは豚肉をそもそも汚らしいものだと思ったりしますので、そこを我慢して食べさせることはかなり難しいわけです。ではどうするかというと、豚肉の入っていないメニューを考えるのも一つだと思いますが、非常にコストがかかるので、そういう場合には自分でお弁当を持ってきて、食べられるものを食べていいですよと認めている学校が多いかなと思います。そのように、お互いにどうすれば妥協点を見出せるかということを考えていくことが大事だと思います。

それから、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きてゆくとあります。多文化共生というと、どうしても外国人支援という見方をされることが多いです。多言語化しましょう、文化の違う人たちに合わせてあげましょう、考えてあげましょうと思われがちです。ただそうではなくて、外国人の方たちにもある程度こちらに理解を示してもらわなければいけない。そして、お互いにやってあげる、やってもらうという対等な関係がないと、どうしても力関係が生じてしまいますので、言いたいことも言えなくなります。こちらがやってあげるという上から目線ではなくて、お互いに支え合ひましょう、お互いにかかわっていきましょうというところが強調されています。

2020年東京オリンピック・パラリンピックのときに、おもてなしという言葉が非常に流行したわけですが、おもてなしというのはお客さまとしてもてなすということにな

るわけです。住民として暮らしている方については、最初はおもてなしも大事かもしれませんが、そればかりというわけにはいきません。私たちも、日本人同士でも、最初に知り合ったときには失礼がないようにおもてなしをするわけですが、だんだん親しくなってくると対等な関係でカジュアルな会話をして、お互いに貸し借りしたりもするわけです。外国人の方も同じで、いつまでもおもてなしの対象ではなくて、対等な仲間として付き合いしていくことが求められていくことになります。ですので、先ほどお話したように、就労する資格で日本に来ている外国人の方たちもいるわけなのですけれども、その人たちは小間使ではないのです。同じ労働者、同じ職場で勤務している人として対等に働き、対等にかかわっていくことが求められているということになります。

多文化共生と言われるようになった背景なのですけれども、説明すると長くなってしまいますので、かなりかいつまんでお話ししていきたいと思いますが、まずはやはり人手不足というのが一番大きいと思います。もともとは、1980年代、1970年代でしょうか、戦後、日本はもっとグローバル化しなければいけないとか、国際化しなければいけないという考え方がありました。その中で、子供たちを海外に派遣したり、国際交流、国際化というものに非常に力を入れてきたわけですが、国際交流、国際化という取り組みだけではなくて、きちんと外国から労働者として受け入れていかないと、働き手がないという現状があるわけです。今別の委員会では少子化対策をやっているみたいですが、まさにそこを外国人で穴埋めと言うと失礼かもしれないのですが、外国人の手を借りないと、もう日本の経済が成り立たないというのは、この時代から始まっていたということになります。

留学生に関しては、留学生を受け入れて、フランス並みに留学生が多い国にしたいということで、中曽根内閣のときに留学生受け入れに力を入れたという背景もあります。ただ、もう一つ大きいのは、外国人を労働者として受け入れましょうという考え方です。ただし、ここがポイントなのですが、単純労働者として受け入れるのは嫌だということがありました。どんどん単純労働者を受け入れていくというよりは、何か条件をつけて一時的にいてもらうとか、あるいは日本にルーツがある人だったらいいということで、まずは定住者という資格をつくったわけです。

先ほども言いましたが、在留資格は日系人のためにあるようなものになりますので、やはりブラジルからの労働者がふえたという背景がございます。このときは、日本社会は外国人を一時的な労働力と想定していたのですけれども、やはり人間ですから、結婚をしたり、家族を連れてきたりすることもあるので、いろいろ問題も生じました。例えば日本語がわからない子供がふえたとか、地域ではごみ出しや騒音の問題が出てくるようになったということです。中には、あの外国人たち、ちょっと追い出せませんかみたいなトラブルも出てきました。このときは、外国人問題とか不法就労問題といった形で取り上げられることはあったのですが、多文化共生という視点はまだあまりなかったと思います。

その後も、労働者が足りないということで外国人を受け入れていくわけなのですが、先ほどお話した定住者の在留資格を利用して、日系南米人、具体的にはブラジル人やペルー

人などが入ってくるわけです。特に工業地域、愛知県豊田市とか、静岡県浜松市、あるいは群馬県大泉町など、このあたりが多いのですけれども、南米の人たちががっとう集団で住み、町内の半分近くが南米人ですみたいな状況があります。ブラジルであればポルトガル語、それ以外であればスペイン語といった言語のニーズが高まってくるという感じでした。

2004年になりますが、一般社団法人日本経済団体連合会が外国人受け入れ問題に関する提言を発表して、外国人がきちんと労働者として安心して暮らせるように、こういう支援が必要ですよ、こういう外国人を受け入れなければいけないですよという指針を出しています。

そして、さらにもう少し技術のある外国人を受け入れましょうということで、出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法をどんどん緩和していく。誰でもいいですよというものではないのですけれども、日本に貢献してくれる外国人であれば、ウエルカムですよとかじを切ってきたということがあります。

そうなってくると人数も多いですから、どうすればスペイン語に翻訳できるかとか、通訳者はいないかとか、病院へ行くときに付き添ってくれる人はいないかという話になってくるわけです。それから、町内会でトラブルが続いているけれども、どうすれば解決できるかという話も出てきます。

そのときに注目されたのが国際交流協会です。国際交流協会は、もともと外国人に外国の文化を教えてもらったり、あるいは日本人を外国に派遣して視察をしてきてくださいということをやっていたのですが、次第に日本にいる外国人の方たちの仲介役も担うようになってきたわけです。

そして、外国人は働き手ではなく、地域住民という視点も出てきます。単なる労働者ではなく、日本人と同じように地域で生活している人たちなのだという視点が強調されるようになってきます。ただし、この段階ではまだ現場レベルであって、国が動いているわけではありません。そろそろ国も動き始めるのではないかというところかと思います。

そして、2006年、総務省が地域における多文化共生推進プランというものを策定しまして、多文化共生にはこの四つの柱が必要なのだと提言しました。まず、コミュニケーション支援。これは外国人支援と言ってもいいかもしれませんが、何とか地域の人とコミュニケーションをとれるような支援をしていきたいと思いますというものです。それから、二つ目は生活支援です。例えば外国人の方にとっては医療保険という仕組みそのものが難しい、年金もそうです。教育制度も違います。義務教育が小学校までという国もまだまだあります。ですので、言葉だけではなくそういったところから、仕組みそのものが違うので生活支援もしていきたいと思いますというものです。そして、三つ目は、外国人を特別な存在として扱うのではなく、地元の人たちとかかわりながら一緒に地域の活動にも参加してもらいましょう、住民としてかかわってもらいましょうというものです。地域づくりの基盤となるような制度を整備していく必要があって、こういう四本柱にしたわけです。この提言が出されたから多文化共生という言葉が、公式に言えばいいでしょうか、国の正式な政策用語に

なってきたということになります。

ですので、外国人のことをどうしましょうかとか、外国人をどう支援しましょうかということより、地域社会全体としてかかわっていかなければいけない。つまり住民も意識をかえていかなければならないということになってきたわけです。外国人に対する善意の支援というものから、行政の責任にかわってきたわけですので、外国人支援が特別な対応ではなく、地域政策の一部として位置づけられたということになろうかと思います。

そして、2010年代の前半、在留資格として技能実習が公式にできました。特に岩手県では、技能実習生の受け入れが急激にふえておりますので、ここの影響が大きいと思います。かつて、技能実習は受け入れた企業がその実習生のお世話をするという形にしていたので、地域の人たちとの交流がほとんどありませんでした。日本語ができません、わかりませんと言っても、企業の責任で面倒を見てくださいという形だったのです。ところが、会社も外国人に労働力として来てほしいのだけれども、全てを抱えきれないのです。医療支援であるとか、年金のことであるとか、あるいは買い物の手伝いといったものも会社のほうで責任を持つのは難しいですとなってきました。そうした中で、やはり地域で支えていきたいと思います、だんだんかわってきています。つまり、困っている外国人を支援するという形からともに地域を担う住民としてどう参加してもらおうかということにかわっていったわけです。

そして、2010年代の後半、このときにヘイトスピーチが問題になりましたけれども、それに対して本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律——、いわゆるヘイトスピーチ解消法ができました。表現規制は弱いのですが、国として差別は許さないという姿勢が示されました。仲よくしましょうから差別を許さない社会の原則ということで、この背景にはやはり人権の問題があると思うのですが、おもてなしではなくて対等である、対等なのだから差別はだめでしょうという話になってくるわけです。

そして、現在ということになりますけれども、人手不足という状況から外国人がどんどん入ってきています。特定技能制度も始まって、だんだんと長く滞在する方もふえてきましたし、優秀な方、日本語も堪能な方であれば、ぜひ日本にずっと住んで働いてほしいという流れになってきたので、一時的な労働者として扱うのか、定住する市民として扱うのか、この点は結構問われているところだと思います。

定住するようになると、今度は在留資格を永住者に切りかえて、さらに在留資格から日本国籍を取得するという流れにもなってきます。日本国籍を取得すると、選挙権も得られるので、そういった意味では国全体に影響してくる話になってきます。国籍を切りかえるなら、やはり日本が好きな人、日本文化になじんでいる人をウェルカムとするところだと思いますので、そのあたりを検討していく必要があるという話になります。

では、岩手県における在住外国人の特徴ですが、先ほどから繰り返しになりますが、アジア出身の方が多いです。特に東南アジアです。ということは、英語圏ではないと

ということです。グローバル人材というと、英語ができればいいと思われがちですが、英語ができない外国人が多いのです。あるいは、英語を使えるといっても、ネイティブではないのです。インドとかバングラデシュ、あとマレーシアとかフィリピンは、英語が使えますと日本に入ってきますけれども、アメリカやイギリスの英語とはまた少し違うので、難しさがあります。できますといっても、いや、会話程度だよねみたいなこともあったりします。

それから、中国や韓国の方が多かったのですが、今では漢字がわからない外国人もふえています。平仮名と片仮名はわかるけれども、漢字は何百、何千と覚えなければならぬので苦手だという人が圧倒的に多いので、平仮名や片仮名のルビを振るといった工夫が必要になってくるのかなと思ったりします。

それから、技能実習や特定技能の人が多いですから、永住するというよりは短期滞在の人が多く、つまり入れかわりが多いということです。その中で、一部は定住していく人もいるという感じですね。

それから、先ほどの愛知県豊田市とか静岡県浜松市のように、外国人が集中して住んでいけば、支援などが行き届きやすいのですが、岩手県の場合は広いので、散らばって居住しています。しかも、山間部にぼんぼんまちがあるような感じですから、農村部で、えっ、こんなところにもいるのと思うような非常に交通の不便な場所、そういうところにも外国人の方がいたりします。そうした人たちの中には、外国人なりの支援を求めている人もいますので、支援の担い手である国際交流協会の方々などは、非常に対応に苦慮しているところですね。

これを見ていただくと、主要な外国人の多いところだけ少し数字を挙げてみましたけれども、やはり盛岡市や北上市が多いです。大体内陸部の工業地帯を中心に、人数が多いことがわかります。それから、八幡平市や二戸市にも外国人の方がいます。チキンファームがあつたりもしますので、こういったところに外国人の方が多いのだと思いますが、実は沿岸部にもいます。久慈市にも 428 人いますし、釜石市、大船渡市にもいるわけですね。ここは、水産加工の分野で入っている方々が多いですし、あとは漁師といいますか、船乗りの方もいるのではないかと思います。そういった形で外国人の方が県内にいらっしやいます。全員が全員技能実習というわけではないですが、働いている方が多いです。

こちらは、多文化共生社会構築に向けた課題として、岩手県の課題を挙げたものになります。岩手県には、県が策定している多文化共生推進プランというものがあります。もしかするとお手元に資料として配付されているかと思うのですが、この資料も加えておりました。県が5年に一度、多文化共生推進プランというものを2020年からつくっております。その中で岩手県はこういうことをやります、こういう点が必要ですよというものをまとめています。こちらはその概要なのですが、ここに詳しく書かれています。

その中に調査結果がありましたので、一部御紹介をしたいと思います。外国人住民に期待することということで、ふるさと振興部国際室の調査結果を挙げておきましたが、圧倒

的に多いのが日本の法律、生活ルール、習慣を守ってほしいというものです。先ほど郷に入っては郷に従えだけでは難しいですよというお話をしたのですが、守ってほしいなら守ってもらえるようにする必要があります。例えば、ごみ出しのルールであるとか、町内会費は払わなければいけないということ、あるいは町内会の仕組みそのものも独特ですので、そういったものを教えてあげないと守りたくても守れないわけです。ですので、守ってほしいと思うのなら、どうすれば守ってもらえるかということまで考えていかなければいけないこととなりますが、住民としては、やはり治安や秩序に関する意識が高いと思います。

二つ目に多かったのは、挨拶や言葉を交わしてコミュニケーションをとってほしいというものです。住民として暮らしているのであれば、御近所同士で挨拶をするというのは日常的事だだと思います。ただ、そのときに、私は日本語がわからないのでと、ぷいっとしてしまうと、えっという感じで、壁を感じるようになるので、お互いに壁を感じないように挨拶をしてほしいということかと思えます。コミュニケーションや交流への関心もあるのだなということです。

それから、多文化共生のためにどんな取り組みが必要だと思えますかということですがけれども、外国人住民に対して、生活のルールや習慣、文化の違いなどを周知してほしいということで、先ほどの結果とリンクします。やはり治安や秩序に関する意識が高いと思います。外国人の方たちは、何か支援してあげたくても言葉がわからないから、どうすればいいかわからないという人が圧倒的に多いのではないかと思いますので、そういった人たち用の相談体制というものをつくってほしいということです。それから、生活に必要な情報を多言語で提供してほしい。例えば私たちが中国語で説明するとか、スペイン語で説明するといったことはできません。ですので、前もって多言語で教えてあげたら安心するのではないかということです。外国人の方たちが生活面で困った際にどう対応するかというところは、やはり意識があると思えます。

それから、行政が優先的に取り組むべきと考える内容についてです。こちらについては、やはりコミュニケーションだと思えます。日本語教育についても、もっと力を入れていいのではないかということかと思えます。それから、外国語で対応できる総合相談窓口の設置です。ここからもコミュニケーションへの関心が高いことがわかります。また、法的手続の簡素化もそうです。住民になるときの手続は非常に複雑です。日本人でも複雑ですよ。保険とか税金とか年金とか、いろいろあると思えます。外国人の方にとっては余計に複雑で難しいです。留学生はいつもトラブルになります。ですので、難しいとは思いますが、何とかシンプルにしてほしいというのは本当に切に願っているところです。それから、外国人労働者の住宅確保についても言われています。差別はだめだと言われながらも、外国人の方はちょっとというところがまだゼロではないです。あります。ですので、生活面で困っている外国人の方たちを知っている人は、やはりその支援をお願いしたいということかと思えます。

それから、こちらは労働者に限ったものですが、県の商工労働観光部が技能実習生や技人国など、外国人を雇用している、あるいは雇用していない企業を対象にアンケートをとったものがあります。外国人労働者、特に外国人を雇用している企業に限って見ると、会話に使用する言語は圧倒的に日本語が多いです。では、日本語を話せる外国人を受け入れているかという、そうではないのです。日本語が使える人もいることはいまでも、業務に支障がある人が多いので、やはり通訳者にいてほしい。でも通訳者を常時雇用するのは難しい。その結果、ジェスチャーで何とかするという現状があると思います。ということで、外国人労働者とのコミュニケーションには日本語が使われているのだけでも、就業時点、つまり雇用や採用した時点では、日本語レベルが業務に支障があるというケースが最も多いです。日本語が十分にできている状態で働きに来てもらうということにはなっていないということです。

一方で、日本語学習支援を頑張っていますかという、会社としてはあまりやっていない、できていないのが現状です。特に何も行っていないというのが圧倒的に多いです。そこまで会社のほうで手厚く支援するのは難しいという現状があるのだと思いますので、場合によっては、国際交流協会でやっている日本語教室に通ってもらったりということはあるのですが、日本語学校とは違いますので、週1回、よくても週2回くらいです。日本人が英会話教室に通うのと同じくらいですので、日本語がどこまで上達するかは、かなり個人差があるところだと思います。

こちらは、在留外国人に対する基礎調査で、法務省が出しているものです。どういったことに外国人の方たちが困っているのか、外国人を対象に調査したものになりますけれども、やはり仕事での困り事が多いです。次に多いのが人間関係、それから税金、医療、金銭面、お金がないといったことです。さらに、日本語学習や在留資格といったものが結構多いと思います。仕事と、それから生活です。やはり生活にかかわる本当に基盤となる部分で困っていることが多いと思います。

では実際に相談しますかという、あまり相談していませんという人が多かったです。困り事があっても、なぜ自分が所属しているところ、例えば会社であるとか、留学生であれば学校とか、そういったところに相談しないのかという、その理由として多いのが言語の問題で、正確な意思疎通が難しいからというものです。やはり、ここでもコミュニケーションの問題ということです。

うちの学生の中にも、メンタルをやられてしまう留学生がいます。ただ、外国語でカウンセリングができるスタッフは限られていますし、現にうちの大学のカウンセラーは、英語でのカウンセリングはできません。そういうスタッフが常時いるような大学は、首都圏にはあると思いますけれども、地方大学ではなかなか難しいと思います。ましてや小中学校となると、かなり難しいと思います。

とはいえ、外国人の方たちが困っていることというのは、私たち日本人と同じようにあるわけです。困り事の内容は、仕事、人間関係、税金、医療、在留資格、メンタルヘルス

など多岐にわたっています。ただ、やはり言語や文化の違いによって相談しない、相談できない、相談してもうまくコミュニケーションがとれないし、わかってもらえないだろうということで、なかなか支援につながりにくいところはあると思います。

こうした現状の中で、岩手県では、先ほども少し紹介しましたが、多文化共生推進プランを出しています。こちらでは、施策の方向として四つが挙げられています。グローバル人材の育成、外国人材の受け入れ、次に共に生活できる地域づくり、それから多様性を理解・尊重する共通認識の醸成、そしてILCプロジェクトへの対応、この四本柱になっています。

私の関心とすれば、先ほども言ったように、やはり医療であるとか、メンタル面といった人間関係上のトラブル、あるいはごみ出しといった、生活上のトラブルへの支援というところにどうしても関心が行くので、ここは強調したいところだと思っています。岩手県の施策は、グローバル人材の育成などは非常に頑張っていると思います。講座をやったり、インターンシップなどに力を入れたりして頑張っていますが、ここの部分にもっと力を入れてもいいと、個人的には思っているところです。

それから、多様性を理解・尊重する共通認識の醸成と、これもやはり継続的に日常的にやっていかなければいけないことではあるので、活動はあることはあるのですけれども、もっと力を入れていく必要があると思っています。

岩手県内でもさまざまな取り組みが行われていますけれども、ほかの地域の取り組みを紹介していきたいと思っています。岩手県の取り組みについては、多文化共生推進プランの資料を見ていただければわかると思いますので、後でごらんになっていただければと思います。

まず、国が何をやっているかということなのですが、有識者を集めて推進プランをつくるということはもちろんやっています。それ以外に地域の国際化という観点から国に何ができるかということで、総務省の制度で多文化共生アドバイザー制度というものが設けられています。多文化共生の取り組みに関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の担当部署、あるいは職員を多文化共生アドバイザーとして登録します。そして、うちの自治体でも取り組みたいというところがあれば、そこにアドバイザーを派遣する仕組みになっています。先進的な取り組みの経験がある自治体のノウハウを提供し、その橋渡しをするといった制度になっています。

岩手県内でも多文化共生アドバイザーとして登録しているところがあります。まず、県のふるさと振興部国際室が登録をしています。こういった分野で情報提供ができるかというと、災害時の支援体制の整備です。東日本大震災津波のときのノウハウがありますので、そういったことを頑張っていますが、それにプラスして多文化共生の意識啓発、醸成という活動も行っており、そうしたことにも協力できると思います。

それから、北上市や奥州市は、先ほどもお話したように、岩手県の中でも盛岡市に次いで外国人の方が多地域になります。ですので、やはり多文化共生に関する施策について

も結構先進的に取り組んでいるところがあります。北上市の場合は、本格的に日本語教育に取り組んでいますし、国際交流イベントも活発に行っています。奥州市はそれに加えて医療通訳ボランティアの派遣というものもやっています。これは岩手県で唯一、もしかすると東北地方でも唯一かもしれません。奥州市が奥州市国際交流協会に委託する形で実施しており、地元にいる外国人の方を活用して、ほかの外国人の方が通訳を必要とするときにその橋渡しというか、通訳や補助、支援をしてもらうという仕組みをつくっています。非常に積極的に活動していると思います。そういったことを多文化共生アドバイザーとして登録して、関心のある方には情報提供しますとしています。

こちらは愛知県の取り組みになります。トヨタがあるところですが、こちらでは、多文化ソーシャルワーカーという制度をつくっています。多文化ソーシャルワーカーというのは、外国人が自国の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的、社会的問題に対して、ソーシャルワークの専門性を生かし、相談から解決まで継続して支援する人材のことです。ソーシャルワーカーという言葉もどこまで認知されているかわからないのですが、社会福祉士の資格を持って、ソーシャルワーカーとして働いている人も多いと思うのですが、要は地域や社会の中で困り事があった場合に、その人にどういった支援をつなげていけるかということ、相談を受けながら調整していく仕事です。これを多文化、つまり外国人住民に対してできる人を決めましょうというのがこの制度です。国家資格ではないのですが、そういった経験がある人たちに多文化ソーシャルワーカー養成講座というものを受講してもらって、多文化ソーシャルワーカーとして、いわば認定のような形で県が養成しますというものです。ですので、何かお困り事があれば、その人が多文化ソーシャルワーカーとして介入して支援することができます。これは非常にいいというか、私が期待するような役割だと思っています。

それから、外国人の方たちはばらばらに地域に入ってくるわけなので、やはり最初にそういう支援につながるパイプをつくっておく必要があるのではないかと思います。あるいは、この地域で生活するにはどういったことが必要ですというオリエンテーションも必要です。例えば大学生が入学するときには、必ず1週間くらいかけて大学のオリエンテーションをやるわけなので、それと同じように外国人の方にも日本での生活、あるいはこの地域での生活を理解してもらいましょうということで、オリエンテーションを実施している地域もあります。

岩手県の場合は、そこまでやっていません。岩手県での生活を多言語に直したパンフレットを渡すとか、困ったら国際交流協会に来れば良いという形でリーフレットを配ったりといったことはしているのですが、まだオリエンテーションをしているところはないのと思います。

こちらは宮城県気仙沼市の事例になります。気仙沼市では、技能実習生の居場所づくりにも取り組んでいます。会社の中で居場所をつくってもらえるのが一番いいのかもしれないのですが、こちらは地域が中心となって、会社も一緒になってつくったということ

かと思います。ムスリム、つまりイスラム教の方たちが多くということもあって、ムスリムのための礼拝スペース、ムショラという、モスクみたいな、モスクではないのですけれども、お祈りをするためのスペースを備えたインドネシア料理店をつくっています。なじみのある安心できるスペースを地域につくったということです。そこがあることによって、同じ日本に住むインドネシア人同士の交流も生まれていると思います。こういった取り組みをしているところもあります。

ほかにもこういう取り組み事例がいっぱいあります。総務省が出している多文化共生事例集というものは300ページくらいあるのかな、事例がいっぱいあります。多文化共生は地域によって特徴が違いますので、その地域に合った取り組みについて、これを参考に考えていければいいと思っています。

ということで、まとめですけれども、多文化共生とは何なのかということについてです。文化的背景が異なる人と対等な関係を築くことがまず大前提になりますので、対等になっているのだろうかということを中心に考えて、対等になるためには、何が足りていないのかを考えてもらえればいいと思います。

言語や文化の違いによって、ささいなことでも大きな困難となる場合があります。例えば虫歯ができたとします。歯医者に行けばいいという話なのですが、歯医者に行くこと自体がすごくハードルが高いですね。ですので、非常に大ごとになります。ちょっとした治療の説明をしても、外国人の方には理解できないということもありますし、この間聞いた話では、手術するときに、お医者さんからAの方法でやりますか、Bの方法でやりますかと、インフォームド・コンセントを聞かれたのだけれども、あなたが医者なのだから、あなたが選んでよと思ったということです。インフォームド・コンセント、つまり患者に選択権があることを知らない外国人の方たちもいるので、結構大ごとになってしまいます。そういったこともあり、ソーシャルワーク的な介入が必要とされるケースは非常に多いと思います。

それから、在住外国人の国籍、地域、在留資格もさまざまということです。岩手県の中でもこういった外国人の方たちが多く地域がありますし、工業地帯と盛岡市とでは、外国人の方たちの状況は全然違います。背景も違いますし、働き方も全然違います。沿岸部もまた違います。さまざまですから、それぞれのニーズに応じた柔軟な対応が求められてくると思います。

先ほども言いましたが、先進事例がありますので、そういったものを参考にさせていただけるといいと思います。

以上、1時間と2分、ばっとお話してきましたけれども、私が準備してきたのは以上になります。ありがとうございました。

○松本雄士委員長 細越先生、大変貴重なお話ありがとうございました。

これより質疑、意見交換を行います。ただいまお話いただきましたことに関し、質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

○はぎの幸弘委員 ちょっと意外だなと思ったところがあります。資料 15 ページの多文化共生社会構築に向けた課題のアンケートで、日本の法律、生活ルール、習慣を守ってほしいが 44.4%で一番多かったというのはそのとおりだと思うのですが、日本語や日本の文化などを学んでほしいという回答の、特に日本語を学んでほしいというのは、私はほかの項目全てに当てはまることだと思うわけで、もう少し大きな割合になっても不思議ではないのではないかと思います。その意味からすれば、日本語を学んでほしいという要望の割合が結構少ないなと感じたのですけれども、先生はその点についてどのように分析されていますでしょうか。

○細越久美子参考人 私も言われて、ああ、そうだなと今気づいたところでした。日本語を学んでほしいという、何かちょっと上から目線ですよ。ですので、日本語通訳がいればそれで何とかできるという意識がもしかしたらあるのかもしれない。あるいは、住民の方が、自分自身が日本語を使ってその人とコミュニケーションを取るということをあまり想定していない可能性もあるのかと思ったりします。

○はぎの幸弘委員 例えば私ども日本人がほかの国に行った場合、やはりその国の言葉というのが一番最初のハードルだと思うわけです。そういう意味では、逆に日本人以外の方が日本に入ってくるときに、日本語をある程度覚えて入ってくるというのが基本だと思いますし、私も会社経営しております、約二十数名外国人の技能実習生がいますけれども、送り出す機関のほうで約半年間日本の文化、特に日本語を学んできているはずなのです。

ところが、特に近年感じるのは、技能実習生というのは、あくまで日本の技術を外国に提供する目的で始まったのですが、最近は日本語をきちんと覚えて会社に入っていないのです。かといって、会社は相手の国の言語で指示を出すわけではないのです。技能実習生制度が始まったころは、結構日本語を覚えて入ってきていましたし、会社に入ってから一生懸命メモをとりながら日本人の社員と話をし、結果的に日本語が結構うまくなっていましたけれども、最近はもう入っても覚えることすらしらない。仕事の指示を出してもわからないのです。わからないのであれば、わからないと言えればいい、ノーと言えればいいのですけれども、わかったふりをして間違っているみたいなことが結構あるのです。

私とすれば、そういう意味では、コミュニケーションにしても、地域の活動への参加にしても何にしても、やはり日本語がわかるということが大前提だと思っています。日本人の側にもそういった意識があるものだと思っていたものですから、ちょっとというか、かなり意外だなという思いがあります。

今後は技能実習生制度も育成就労制度にかわりますから、その表現が示すとおり、今度は日本の技術を学んで母国に帰ってもらうのではなくて、出稼ぎというスタイルになります。そうすると、なおさら日本語は上から目線ではなくて、覚えてくるのがマナーだと私は感じています。その点について、先生はどのように理解していますでしょうか。

○細越久美子参考人 学んできてくれるのが一番いいと思います。例えばアメリカで働くのだったら、英語のスコアをこの分持っていなければならないとか、大学でも当然このく

らの英語のスコアがある者でないと入国を認めませんということではできるのですけれども、何分日本語というのは世界的に見るとレアな言語です。平仮名、片仮名、漢字を使い分けなければいけないので、世界的な言語の中でも学ぶのが非常に困難な部類に入る言語になっています。

ですので、日本語を身につけるのにかかる時間は、他の言語と比べて圧倒的に多いです。英語であれば、半年、1年で大丈夫という場合でも、日本語だと2年、3年かかったりします。日本の大学に入るための日本語能力試験では、一番高いレベルの1級を持っていることが望ましいとされています。大学で勉強するには、1級というレベルが必要なのですが、1級を持って入ってくる学生はほとんどいません。多くは2級のスコアで、しかも2級合格者の平均くらいのスコアで入ってくるものがほとんどで、あとは学びながら日本語を学んでいってくださいとなっています。なぜそうなるかという、やはり日本語教育には非常に時間がかかり、コストもかかってしまうからです。

もちろん日本語をしっかり学んできてもらえれば一番いいわけです。けれども、そこに条件をつけると、今度は来てくれなくなります。これだけ難しい言語を学ぶのであれば、英語でオーストラリアに出稼ぎに行ったほうが良いという話になります。数年前から日本の経済も落ちてきて、給料もそんなに魅力的ではなくなってきてしまったので、世界的には労働力の取り合いになっています。その中で、日本に関心を持ってくれている人たちに、どうすれば日本に来てもらえるのかということを考えていかなければいけないと思います。

そうした状況の中で、日本語ができないとということをはたしてやると、多分来なくなってしまいます。そのため、まずは日本語能力試験でいうN5のレベル、とりあえず挨拶とか基本的なことはできますというレベルで受け入れて、その後は働きながら日本語を学んでいってもらう形をとっているところが多いのではないかと思います。

ですので、ごもっともな御意見ではあるのですけれども、現実問題とすれば、やはりオンゴーイングです、働きながら学んでもらうというのが現状ではないかと思っています。だからこそ、受け入れた企業や地域で日本語学習への支援について、これからも力を入れていく必要があるのではないかと私は思っています。

○はぎの幸弘委員 わかりました。最後に、17ページのほうになると、逆に行政が日本語教育を優先的に取り組むべきというのが一番高くなっていますけれども、私とすれば、これは行政がやることなのかと思っています。

育成就労制度にかかわると、今先生がおっしゃったように、今度は日本語能力試験でN5やN4のレベルがないと、そもそも日本に入ってくれなくなると記憶しています。N1というのは日本人でもなかなか難しいと聞いていますから、N1はいいとして、せめてN4くらいのレベルは技能実習生に限らず、日本に入ってくるのであれば必要なのではないかと感じています。日本語は先生がおっしゃったとおり、世界の中でもまれな難しい言語だとは言われていますけれども、習うより慣れろで、やはりN4レベルくらいまでの日本語能力があれば、実際にコミュニケーションをとりながら生活をしていると、恐らくN3レ

ベルくらいまでは十分に上達すると思います。そう考えると、15 ページの日本語を覚えてほしいというのが低い一方で、17 ページの行政に対してこんなにも期待するというのは、ちょっと勝手だなというか、矛盾しているようにも感じました。その点についてそう考えたものですから質問をしました。御答弁は結構でございます。ありがとうございました。

○大久保隆規委員 私は釜石市なのですけれども、釜石市では以前から水産加工会社が技能実習生の受け入れをしてきました。スタートは中国人が多かったのですが、今は中国以外の国の方が多くなってきているというのが一つの流れです。市内にはSMC株式会社の工場がありまして、そこも今大幅に外国人の方を受け入れています。それと、もう一つは、昨年4月、市内に外国語の専門学校が開校いたしまして、ネパールとかほかの国の学生が来て学んでいるという状況もあります。

先生からは、在住外国人の説明がありました。私としては、外国人の方から選ばれるまちでありたいと思うのです。多文化共生のための取り組み実例として、奥州市の取り組みが先進的で唯一やっぴらっしゃるとか、愛知県の多文化ソーシャルワーカー、広島県東広島市の外国人生活オリエンテーション、さらには宮城県気仙沼市のレストランなど、さまざまな先進事例を御紹介いただきました。こうした取り組みも含めて、釜石市にいらっぴらっしゃっている外国人の方たちがより快適に住むことができる環境を整えることによって、そういう方々にまた来ていただける、本当に選ばれるまちになるということが、今後、地域の活力を維持していく上での一つの方法だと実感しているところです。そこで、細越先生から今後さらにこういうことに取り組んだらいいのではないかと、今回御紹介されなかった事例なども含めて、具体的なアドバイスをいただくと大変有益なものですから、お願いをさせていただければと思います。

○細越久美子参考人 私がおもしろいというか、いいなと思った事例なのですけれども、これも奥州市で、場所はちょっと忘れましたが、会社が技能実習生を受け入れていて、会社側でアパートを借り上げて、そこに技能実習生の方を住まわせていました。アパートの大家ではないのですけれども、そのアパートがある自治会の会長と会社のトップの方が知り合いだったということもあって、地域的なサポートをしてほしいみたいな話が自治会長のほうにあったということです。それで、自治会長がごみの出し方とか、町内清掃のやり方とかを説明していくうちに、外国人の方たちとのかかわりが深まり、今度は実習生たちが自国の料理をつくって、町内の方たちを呼んでパーティーをしましよとか、町内の運動会に実習生の人たちも呼んで参加してもらいませよといった交流に発展していきました。町内の住民の方たちは、全体的にどんどん高齢化しているわけですけれども、技能実習生の人たちは若いのです。ですので、イベントなどにも非常に活気が出てくるわけです。まち全体としてかかわっていく。地域のおじいちゃん、おばあちゃんからすると、孫みたいな感覚になるわけです。その交流を通して技能実習生の人たちは、日本での生活の仕方、本当にローカルな生活スタイルを経験することができますし、コミュニティーというのはこういうものなのだということを実感することができます。

その実習生は確かインドネシア出身だったと思うのですがけれども、インドネシアにも似たような地域のつながりがあるようで、日本に来てからも同じようにつながりを感じることができたという話でした。親元を離れて来ている若者たちなのではございますけれども、ホストファミリー的な感じで地域の人たちにもかかわってもらえるということで、非常にウイン・ウインな事例だと思って見ていました。

時間はかかるかもしれないのですが、そういった取り組みが草の根レベルで広がっていくのがやはり一番いいと思います。

○大久保隆規委員 もう一つ、先生からは御紹介されていなかったと思うのですが、私もちょっとろ覚えで、間違っていたら申し訳ないのですが、北海道旭川市の近郊に東川町というところがあったと思います。そこは、外国人の方々が共生という枠を超えて実社会を維持する存在として地域にかかわり、その結果として人口もふえているということで、この人口減少時代において、そういった事例があるというのを何かでちらっと見たことがありました。今後そういう考え方、いわゆる多文化共生という視点とともに一つの自治体の目指すべき方向としてどうなのかということについていつも考えているのですが、その辺について先生の御所見をいただけるとありがたいです。

○細越久美子参考人 難しいのは、外国籍の方は公務員になれないのです。ですので、行政機関で働く外国人の方々、あるいは外国にルーツのある方々をどう考えるかということが一つポイントにはなると思っています。

県にも外国人の国際交流員の方がいらっしゃるのですが、あれは一時的な公務員という形だと思います。そうではなくて、正式な公務員として受け入れることをどう考えるかということです。この問題は、ひいては投票権みたいなことにもなって、国レベルでの選挙権、投票権は現状では認められていないのですが、自治体レベル、特に市町村レベルであれば、住民として投票権を認めている地域もあつたりします。つまり、外国人の方々に投票権がなければ、地方自治体の施策に対して意見が言えないわけです。そこを保障する自治体も中にはありますので、住民として外国人を受け入れるなら、どこまで私たちと対等な関係として位置づけるのか、先ほど対等と言ったのですが、そこは一線を引かなければいけない部分ももちろんあると思います。そこをどう考えるかというのは、今後議論が必要なところではないかと思っております。

○大久保隆規委員 では、また話ががらっとかわりまして、釜石市の事例を参考にしながらお伺いしたいと思います。外国語の専門学校に来ているネパールの学生の方々についてですが、先ほど先生から御紹介のあったとおり就労ビザがありませんので、学生としての手続を経て、1週間に28時間のアルバイトをしながら生活を支えているというところでもあるのです。

この週末に釜石市でも成人式がございましたけれども、10人くらい外国人の学生が式典に来ていて、非常にほほ笑ましく思いました。ただ、彼らからお話を聞くと、もう少しアルバイトをしたいと言うのです。そのような中、今、国との関係や先生方とのさまざまな

ディスカッションの中で、学校で勉強しながら週 27 時間、28 時間の就労時間をもう少しふやすべきではないかとか、もっと減らすべきかといった議論もあると思います。彼らは一様に、もう少し働けたらありがたいという言い方をするのですけれども、その辺について、今後の方向性がどんな感じか、先生のほうで何かおつかみであれば、教えていただければと思います。

○細越久美子参考人 国の動きについてはちょっと把握していないので、済みません。ただ、個人的には、やはり学生には勉強してほしいというのがあるので、週 28 時間がぎりぎりのところではないかと思っています。例えば夏休みとかであれば、もう少し時間数がふえて 40 時間とれますので、本業が何かということ意識してもらう必要があると思います。

最近あまり聞かないですけれども、私が学生のころは、留学で来ていながらほぼアルバイトばかりしているみたいな人もいて、これは出稼ぎに来ているのではないかとされていました。実際そういう経済的な目的で留学を利用して来ている人たちもいたと思います。やはり生きていくためには必要なことではあると思いますし、本国にいられなくて留学ビザで難民のようなことをしている方もいて、いろいろな形でいらっしゃるのだとは思いますが、学生という身分で滞在しているからには、やはりルールを守る必要があるかと思っています。

例えばアメリカでは、基本的に留学生の就労は認められていないはずですが、勉強に来ているわけなので、アルバイトは認められません。よほどの理由や目的がない限り認めないという形を取っています。そういう国もあるので、日本がどこまでを許容するのかということかと思いますが、個人的には、今がぎりぎりのところではないかと思っております。

○飯澤匡委員 きょうは、非常に系統的にお話をいただいて、ありがたく思っています。

私は一関市なのですが、一関市では、今非常にベトナムの方が多くなってきていて、たしかもう 200 人、恐らくもっといると思うのですが、非常にうまくいっていると思います。というのは、国際交流協会と、そこにかかわっている非常に熱心に交流を進めようとされている会社の社長がいて、例えばベトナムのテトなどの行事を積極的に支援しています。警察の方や市長も呼んで、市長と写真を撮って本国に送ると、いいところへ行っただという証拠になっていいらしいのです。そういうシステムというか根幹をつくったのは、一関市特有だと思うのですが、一関市にはベトナムの方が経営する人材派遣会社があって、その社長はきちんと自分で人材を選別して、そういう人たちを招聘しているので、非常にうまくいっているのではないかと思います。

それから、一関市では、国際交流協会でも他の国から来た人たちとのフェスティバルなどもやったりして、地域の方々と積極的に交わる工夫をしています。こういうイベントなどに参加して思うのは、先ほど話題に出たような橋渡しをするコーディネーター的な存在は、官のほうからではなくて、やはり民間のほうから育成していくやり方が一番いいと思います。その点においては、今一関市ではうまくいっていると思います。

それからもう一つ、特にフィリピンの方は、地域の中でいわば親分役になって面倒を見る方がしっかりいて、行政も含めて周りが責任を持って世話をする方にきちんと目配せをして、何かあったときには支援するという体制をつくっています。フィリピンの方が今非常に安心して働ける環境にあるのは、そういう背景もあると思っています。

今後、恐らく一関市でももっと外国人の方がふえていくと思いますが、心配なのはやはり人数が多くなってくると、犯罪に手を染めてしまう可能性があるということです。お金を稼ぎたいというベトナム人が全国にいるわけですが、特に今は携帯電話があるので、安易にそういう人たちに加担をして、一関市から抜け出して、そういうことをしてしまう可能性もある、それが今社会問題にもなっています。ちょっと長くなりましたが、岩手県らしく外国人の方と共生していくためには、非常に自然豊かで人情味のある人が多いので、きょう奥州市のお話も出ましたけれども、そういう形で下支えする仕組みをモデルケースとして示す必要があると思っています。先ほど言ったような自発的にやって成功している事例もあって、それを岩手モデルとして打ち出していく。恐らくワーカーとしてただ補充しているだけなので、都会ではそれができないのです。岩手県の場合は、そうではないのだよというところをもう一步踏み込んで差別化していかなければならないと私は思うわけでございます。

中国との情勢を見ると、インドネシアやベトナム、他の東南アジア諸国からの人材の比率は今後ますます高まっていくのだらうと思います。その中で、例えば専門の通訳者とかお世話する人とかも、そういうシステムをつくるお手伝いのコーディネーターが必要になってくるのではないかと考えています。よく災害ボランティアでボランティアを束ねる役割があって、今はそういうものがシステム化されているのだけれども、外国人との共生においても、今後同様の仕組みが必要ではないかと個人的には考えています。そのことについて、きょうのお話を踏まえて、先生から何か御感想があれば教えていただければと思います。

○細越久美子参考人 非常に私自身が教えてもらったような感じでお話を伺いました。一関市には私も何度か足を運んでいます、詳しくはわかりませんでしたし、そういったベトナムの方がいらっしゃるというのも存じ上げませんでしたので、非常に勉強になりました。

フィリピン人には親分的な存在の方がいるというお話だったのですが、それぞれコミュニティにはやはりキーパーソンがいるのですね。例えば盛岡市にもベトナム人会が最近できまして、そのリーダー的存在の方は、富士大学の留学生だったと思うのですが、盛岡市にいらっしゃいます。中国人会もあります。フォーマルなものでなくても、インフォーマルでそういう組織があったりします。フィリピン人の場合は、特にキリスト教を通じた教会のつながりで先輩、後輩みたいなものがあったり、お世話係の中心となる人がいたりします。そういった方々と、日本人や国際交流協会の方は、大体そういうものを把握してるのですけれども、そういったつながりをつくっておくことは、とても大事な

ことかと思っています。

実際、東日本大震災津波のときに、被災している外国人を把握するのに非常に苦労されたというお話を聞きました。そのときに、やはりキーパーソンのところに行って、どうですか、連絡はとれていますかと確認していましたので、フォーマルな形でなくても、そういうつながりがあることを把握しておくこと、常につながっておくことが大事かと思いません。

それから、モデルケースを示すというお話もありましたが、たしか国際交流協会の集まりなどもあって情報交換していますので、先進事例を紹介したりといったこともあることはあります。ただそれを、自分の地域に持ち帰って同じことができるかという、やはり状況が全然違うので、できなかつたりします。ですので、先ほどの事例集もそうなのですが、自分たちの地域でできそうなことを集めてきて、その中で活用できそうなものを活用するのが一番いいのではないかと思います。ただ問題は誰がそれを担うのかということです。

先ほど行政ではなく民間が担うべきだというお話がありましたけれども、では民間とは具体的に誰なのかとなったときに、なかなか手挙げをする人は多くないのではないかと思います。今のところは、国際交流協会以外には日本語教室を運営しているボランティア団体がその中心的な役割を担っていると思うのですが、そのボランティアの方々も高齢化していると言われていています。若い人たちがそういったところに関心を持ってかかわっていくようになれば、自然と外国人とのつながりも持てるようになってくると思うのですが、今のところ担い手の高齢化は大きな問題の一つだと認識しております。ですので、そこをうまく下支えするような役割を行政が担うのか、あるいは国際交流協会が担うのかはわかりませんが、そういったところが担っていくことが望ましいと思います。

○飯澤匡委員 いずれ労働力は不足しているので、県北地域にも外国人の方が比較的いらっしゃるのは、間違いなく農業中心になろうかと思えます。必要に迫られて民間の中でもお世話する人は出てくると思えますし、もし官の、役所のほうでできるとなれば、それをさりげなくバックアップしていくことが望ましいと思います。どうも県のふるさと振興部国際室でやっても、担当者がかかわるとやり方が全然かわったりして、結局系統的なやり方になっていっていないように思います。その場限りというか、場当たりの状況のようにも見受けられるので、モデルと言ったのはそういう意味で、今こそ外国人がふえていく直前のこの段階で、しっかり情報発信することが必要ではないかと思った次第です。

一関市は、今のところ比較的うまくいっていると思えます。ただし、これが例えばベトナムの別系統の人材派遣会社が新たに来たりすると、想像ですけれども非常に対立を生んで、大変なことにもなりかねないので、そこら辺は我々もしっかり見ながらやっていかなければならないと思います。以上、感想でした。

○佐々木努委員 先生が学生のころ、何年前になるのか存じ上げませんが、その当時、先生御自身が感じておられたこと、また、今教授になられて学生をごらんになってい

る中で、その当時とどのような変化があったのか、あるいはなかったのか、そのあたりについてお聞かせいただければと思います。特に学生、若い方々が外国人の方に対してどのように対応していて、感じ方が今どのようになっているとお考えか、お伺いします。

○細越久美子参考人 私が学生のころは、ちょうどバブル崩壊直後ぐらいだったと思います。外国人の数自体はそれほど多くはないものの、先ほどの留学生10万人計画などもありましたので、私は岩手大学出身なのですけれども、学内には一定数の留学生がいたわけです。100人前後はいたのではないかと思います。

そのときは、外国人の数が少ないなと感じながらも、海外旅行に行くこと自体はそれほど不思議なことではなかったもので、ちょっと働いてアルバイトで稼げば、1週間くらいロンドンに行ってきますとか、タイに行ってきますということもできて、それからしばらくはそういうことができました。ただし、最近はどうかという、やはり経済の影響だと思うのですけれども、海外に行くこと自体非常に高いハードルを感じる学生がふえてきていると思います。私が所属している大学が県立大学ということもあって、岩手県が好きな学生が多く、地域への愛着が強いのですけれども、外国にはなかなか関心がいかないというか、内向きな学生が多いと思います。すごく素直でいい子たちが多いのですけれども、ちょっと壁をぶち破ってやるみたいなのがあまりいないのです。

その中でもちらほらと外国人との交流に関心を持っている学生はいるのですが、周りの同調圧力ではないのですけれども、そういうこともあってなかなか言い出せず、足踏みしてしまうところもあります。そうした状況を踏まえて、実は2年半前に国際交流の窓口部署としてグローバルセンターをつくって、専任スタッフを置いて、いろいろなイベントをふやしたのです。そうしたら、国際交流に関心のある学生たちが集まりやすくなり、活動にも参加しやすくなって、関心がありますと言い出しやすくなりました。その意味では、大学の中でもようやく少しずつなのですけれども、国際交流の雰囲気づくりというものが出てきたと思っています。全体的には依然として内向きなのですけれども、関心のある学生の受け皿をつくってあげれば、伸びていくのかなという印象です。お答えになっていましたでしょうか。

○佐々木努委員 最近、日本国内でも外国人とのかかわり方について大分議論があるように感じています。政治的なところでも外国人排除みたいなことを訴える政党が出てきたり、一方で先生がおっしゃるように、どういう人種の方であっても対等に接するべきだという考えもあって、本当にいろいろな考え方が、しかも両方向強い形で出てきていると感じています。今後どのような流れになっていくのかについては、海外のこともあってすごく心配しています。先生は競馬には関心がないかもしれませんが、競馬場では外国人の厩務員がどんどんふえています。

○細越久美子参考人 インドの方ですか。

○佐々木努委員 インドとか、これはもう全てです。国内の特に地方競馬の厩務員は、かなりの数が外国人で、その方々がいないと競馬が成り立たない状況になっています。今、

競馬の話をしました。それ以外にも外国人の力に頼らなければ成り立たない産業がたくさんあると思います。そうした中で、やはりこのあつれきというものを何とか解消していかなければならないと思いますが、現在の政治の状況も含めて、外国人に対する日本のさまざまな議論が過熱しているのを見て、先生はどのような印象をお持ちなのか。そして、先生としては、今後どのような方向に行くべきか、そのためには何が必要だとお考えか、最後にお聞きしたいと思います。

○細越久美子参考人 大きなテーマですね。現状を非常に危惧しております。アメリカのような流れが日本国内にもできつつあるのを非常に心配しています。その話をする事すらはばかれるような雰囲気になったら、まずいと思っています。

私は本学で多文化共生という言葉が科目名に含めた授業を10年以上やっているのですが、けれども、かつては、日本には差別はありませんと堂々と言う学生もいたくらいすごく心配になったことがあります。今は差別があって当たり前みたいになっていて、もちろん差別を認識することが大事なのですが、それは差別ではなくて必要なこと、区別なのだといったことを言われるとちょっと困るなと思っています。やはり根本にあるのは人権だろうと思っています。労働者であれ、学生であれ、相手は人ですので、人に対して尊重するのは当たり前の権利ではないかと思っています。突き詰めていくと人権問題になっていきます。

例えば子供たちの問題について、先ほど小学校までが義務教育で中学校以上は義務教育ではない国もあるという話をしたのですけれども、定住者や留学生が家族を連れてきたときに、子供が十分な教育を受けずに街をぶらぶらしている場合もあつたりします。日本人ではなく外国人なので、そういった子供たちには学校に行かせる義務はないのですが、学校に行ったほうがいいわけです。日本語がゼロの状態の子供が学校に行くとなったときに、学校側はそれを拒否することはできません。日本は子供の人権宣言に批准していますので、無国籍だろうが、外国籍だろうが、子供が教育を受けたいと言ったら、受けさせなければいけないのです。そういう最低限のこと、人間である以上必要なのだという認識を持つこと、それを持つと、簡単には排斥運動のような形にはならないのだろうと思っています。

少し話は広がりますけれども、日本では人権教育が不足しているとよく言われ続けてきました。意識啓発とか意識の醸成みたいな話が岩手県の多文化共生推進プランにもあるのですけれども、本当に身近なところにある人権の問題にもう少し関心を持って、力を入れていただきたいと思っています。SNSなどの情報に簡単に振り回されないためにも、相手は人だよという視点を大切にしていきたいと個人的に思っております。

○高橋はじめ委員 国の多文化共生に対する政策について見ますと、受け入れのルールとか、そういったものはつくっているのですが、日本で暮らす外国人の生活については、ほぼ全て地方自治体に丸投げなのです。その一方で、地方自治体がどのように取り組めばいいのかという指針もできていない、あるいはそれに対する予算もできていない。だから、いろいろ手をつけられないところがいっぱいあるわけです。

例えば話題になった話も含めてですが、外国から家族を呼んで、小さい子供も一緒に生活するとなったときに、その子供がどうやって学んでいくか、学ぶための教科書はどのように準備されているか、教員の体制はどうなっているか。そうした体制を整えた上で外国人家族と一緒に生活しているのであればいいのでしょうけれども、そうした準備が十分でないまま家族も呼んで生活しているのが現状だと思います。そういうことをどんどんやっていると、日本に住んでいながら学力の差がどんどん広がってしまったり、日本の文化を十分に理解する機会も得られないままとなってしまいます。その結果、出身国の生活習慣のまま地域で生活していくと、地域の方々とさまざまなトラブルが生じてくるのが心配されるわけです。

多文化共生、あるいは外国人との共存共栄という点から考えると、やはり受け入れの体制をしっかり整えた上で、少しずつふやしていくことが必要ではないかと思います。体制も何もない中で一度に多くの人に来てしまうと、その地域にまた違った形で社会的な課題が出てしまうこともあるので、外国人の受け入れについては、地方自治体任せにするのではなく、国が責任を持って体系的にやっていかなければならないと思います。

外国人の受け入れは企業に任せっ放しで、ただルールだけを示し、その後の生活は自治体が全て面倒を見ろという、分散的な仕組みになっているので、いろいろな問題が生じているのではないかと思います。その辺について、国はもう少しこんな取り組みをすべきではないかといったような御意見等がもしおありでしたら、お伺いしたいと思います。

○細越久美子参考人 国が具体的な取り組みをするのは、結構難しいと思っています。ただ、法務省の出入国在留管理庁、いわゆる入管のほうでも最近、多文化共生に関するワークショップなどをやり始めました。国も動かなければと思ったのだろうと思いますけれども、やっている内容は、基本的に自治体あるいは国際交流協会で行っていることとあまりかわらないので、国は国でやるべきことをやってもらえればいいと私は思っています。

先ほど会社が面倒を見ればいい、生活は自治体でやればいいみたいな、いわゆる縦割りのような形になっているというお話があったかと思います。先ほどの奥州市のケースもそうなのですが、会社のスタッフと自治体、あるいは自治会、町内会といった、より身近なレベルでつながりを持っていけば、さまざまな意味で連携ができるわけです。そういう生活面と労働面のつながりができれば、外国人を受け入れる仕組みも1本ではなく複数のパイプでつながりができるということかと思います。

うちの大学でも留学生を受け入れていますが、基本的に留学生は大学で勉強してもらえればいいという思いがありながら、一方で、やはり日本で生活するからには日本のコミュニティともつながってほしいという思いがあります。滝沢市の国際交流協会と連携し、ホームステイとかホームビジットという形で、日本での生活や地域での生活を体験してもらって、困ったときにお互いに支え合えるような、細々としたものではありますが、そうした仕組みをつくっています。

国レベルでは、先ほどの事例集のような形で紹介して、自治体同士をつなぐといったこ

とはやるけれども、基本的には、地域のことは地域でやってほしいというところなのかと思っています。そのための支援や制度的なものはできるのかもしれませんが、私の関心は国のほうには向いていなくて、地域のほうに向いているので、済みません。以上になります。

○高橋はじめ委員 そういういろいろな問題は、国が労働力を補うために外国人の方々の力をお借りするというのであれば、受け入れ体制についても厚生労働省だけでなく、文部科学省をはじめとする、いろいろな分野の省庁が一緒に集まって体系的に整えていく必要があるのではないかと思います。働く人ばかりではなく、家族や子供を含めて日本人と同じように地域で生活できるような体制をつくっていかないと、本当の意味での多文化共生とか、共同生活は実現できないのではないかと思います。それがつくれないと、地域の中にいろいろなむらが出てきてしまって、大変なトラブルにつながる可能性もあります。

北上市では、最近モスクができたという話があって、モスクは地域でどのような役割を担うのだろうかと思っています。モスクを運営する人は、どういう考えでモスクを運営しているのかと、せっかく一緒に生活していこうとする中でもいろいろな不安があるのです。だからこそ、そうした不安を解消できるような何らかの共通した体系ができていれば、地域でも受け入れを進めることができるのではないかなと感じています。そうした思いがあって、今回このようなお話をさせていただきました。

○松本雄士委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松本雄士委員長 ないようですので、本日の調査はこれをもって終了いたします。

本日は、グローバル化・多文化共生の特別委員会の第1回目ということでありましたので、基本的な理解を深めるという意味で、本日お伺いしたお話は大変有意義であったと感じております。そして、お話しいただいた課題や先進事例などを参考に、我々県議会としても多文化共生社会の構築に向けて取り組んでいければと思います。

細越先生、本日はお忙しいところ御対応いただきまして、誠にありがとうございました。

○細越久美子参考人 どうもありがとうございました。

○松本雄士委員長 委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、しばしお残り願いたいと思います。

どうもありがとうございました。

次に、4月に予定されております当委員会の調査事項についてであります。御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松本雄士委員長 特に御意見等がなければ、当職に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕。

○松本雄士委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上をもちまして本日の事項は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。